

議案第 30 号

四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

四万十町職員の服務の宣誓に関する条例（平成18年四万十町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。